

第4次北杜市健康増進計画及び第3期北杜市自殺対策計画策定業務
委託公募型プロポーザル実施要領

令和8年1月

北杜市役所 福祉保健部 健康増進課

第4次北杜市健康増進計画及び第3期北杜市自殺対策計画策定業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨及び目的

第4次北杜市健康増進計画及び第3期北杜市自殺対策計画策定業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）は、市民が生涯にわたり健やかで心豊かに暮らせる社会を実現することを目的に、第4次北杜市健康増進計画及び第3期北杜市自殺対策計画策定業務委託に関し、公募型プロポーザル方式により事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 業務の概要

(1) 業務名及び計画期間

第4次北杜市健康増進計画及び第3期北杜市自殺対策計画策定業務（以下「本業務」という。）

計画期間は、令和9年度から令和13年度までの5年間とする。

(2) 業務内容

別紙「第4次北杜市健康増進計画及び第3期北杜市自殺対策計画策定業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(3) 契約履行期間

契約締結日の翌日から令和9年2月26日（金）まで

(4) 予算額

提案上限額 5,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

うち、令和7年度上限額 0円

令和8年度上限額 5,500,000円

3. 担当部局

北杜市役所 福祉保健部 健康増進課 健康づくり担当

〒408-0188 山梨県北杜市須玉町大豆生田961番地1

電話 0551-42-1335（直通）

FAX 0551-42-1123

メール kenkozoshin@city.hokuto.yamanashi.jp

4. 公告

本業務のプロポーザルの公告は、北杜市公告式規則（平成16年北杜市規則第1号）により行うほか、本市ホームページに掲載するものとする。

5. 参加資格要件

本業務のプロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者であること。

(1) 本プロポーザルに参加することができる参加者は、北杜市プロポーザル方式の

実施に関する事務処理要領（平成24年北杜市告示第1号）第4条に規定された者であること。ただし、本業務の特殊性などを考慮し、北杜市入札参加者名簿に登録された者以外の参加も認めるものとする。

- (2) 過去10年以内に、官公庁における健康増進計画及び自殺対策計画又は各種行政計画の策定に関する業務実績があること。
- (3) 仕様書で定める委託業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること。
- (4) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員、（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているものではないこと。

6. 参加申込の方法

(1) 提出期限

令和8年2月3日（火）午後5時まで。

(2) 提出先

上記3の担当部局に同じ。

(3) 提出方法

郵送又は持参により提出すること。郵送の場合、郵便の配達状況を考慮し、提出期限内に提出先に必着のこと。

持参の場合、平日の午前8時30分から午後5時まで。

(4) 提出書類等

ア 参加申込書（様式第1号）

イ 令和7・8年度北杜市入札参加資格者名簿（物品・役務提供等）に登載された者以外が参加申込を行う場合は、次に示す書類を提出すること。また、下記の書類の中で提出できない書類がある場合は、その理由を理由書（任意様式）に記載し提出すること。

- (ア) チェックシート（指定様式）
- (イ) 競争入札参加資格審査申請書（指定様式）
- (ウ) 委任状（指定様式）
- (エ) 使用印鑑届（指定様式）
- (オ) 印鑑証明書
- (カ) 登記事項証明書（写）
- (キ) 委任営業所の所在証明書
- (ク) 登録証明書
- (ケ) 営業経歴書（指定様式）
- (コ) 国税に未納がない証明書（写）
- (サ) 都道府県税に未納がない証明書（写）
- (シ) 区市町村税に未納がない証明書（写）
- (ス) 誓約書（指定様式）

(セ) 役員名簿（指定様式）

(ソ) 財務諸表

(5) 提出部数

1部

7. 質問の受付及び回答

(1) 提出方法

質問書（様式第2号）によりFAX又は電子メールにて提出すること。提出した際は、担当部局に受信確認を行うこと。

(2) 問い合わせ先

上記3の担当部局に同じ。

(3) 受付期間

令和8年1月8日（木）から令和8年1月27日（火）午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く）。

(4) 質問の内容

提案書等の作成に係る質問に限る。なお、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

(5) 回答方法

質問に関する回答は、受付日の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）に本市ホームページにおいて行う。

質問に対する回答は、実施要領及び仕様書の追加又は修正とみなす。

8. 提案書等の提出書類、提出期限等

(1) 提出期限

令和8年2月6日（金）午後5時まで。

(2) 提出先

上記3の担当部局に同じ。

(3) 提出方法

提案書等は持参又は郵送により提出すること。なお、理由を問わず提出期限中までに届かなかった提出書等は受け付けない。また、持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時までに提出すること。郵送の場合は、郵便の配達状況を考慮し、提出期限内に提出先に必着のこと。

(4) 提出書類

提案内容の様式は任意とし、基本A4版横（A3版の折込可）、両面印刷とする。

委託者と受託者の役割を明確に整理区分し提案すること。

① 提案書表紙（様式第3号）

② 会社概要（任意様式：既存パンフレット等で可）

③ 業務実績（任意様式）

・健康増進計画及び自殺対策計画又は各種行政計画の策定に関する過去10年以内の業務実績を記載。

④ 業務実施体制（任意様式）

・業務の実施体制、分担業務の内容について記載すること。

⑤ 予定技術者の経歴調書（任意様式）

・主任技術者及び担当技術者の氏名、経歴、実績等について記載すること。

⑥ 提案書

・仕様書を基にアンケート調査、計画策定業務の手法及びスケジュールについて具体的な提案を行うこと。ただし専門的見地から必要、有益だと思われる事項については、仕様書等に定めたもの以外であっても提案可能とする。

⑦ 見積書

・本業務の提案見積価格を記載し、内訳書を添付すること。

※①～⑦の順序で製本し、インデックスを付け、会社等の名称を記載してフラットファイル等で提出すること。

(5) 提出部数

- ・正本 1部（代表者印押印のもの）
- ・副本 13部（正本の写し）

(6) 提案書等の取扱い

提出された提案書等は、提案者に返却しない。

9. 説明会

提案書等の作成方法等についての説明会は実施しないものとする。

10. 審査、評価及び選定

(1) 審査委員会の設置

提案書等の審査、評価及び事業者の選定は、第4次北杜市健康増進計画及び第3期北杜市自殺対策計画策定業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行うものとする。

(2) 書類審査の実施

提案者が多数の場合には、担当部局において表1の選定評価基準に基づき書類をあらかじめ審査し、3者程度を選定する。

(3) プレゼンテーションの実施

① 審査のため、提案書に基づくプレゼンテーションを実施する。

（1者30分程度、説明20分以内・質疑応答10分程度）

② 実施日時：令和8年2月16日（月）予定

（時間、会場は後日参加者に通知）

③ 説明人数：主任技術者を含めて3人までとする。

④ その他：パソコン等を使用する場合は、提案者が持参。スクリーン、プロジェクターは市が用意するため、機器等の使用については、事前に連絡すること。

(4) 審査及び評価項目

審査委員会は、表1の選定評価基準に基づき審査を行う。

表1 選定評価基準

項目	選定評価基準	評価点
1. 事業者の評価	<p>業務の実施体制</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 業務実施にあたり組織体制及び人員配置が適正で、業務を通して柔軟な対応をとることができる体制か。 2. 健康増進計画及び自殺対策計画策定業務の実績が十分にあり、担当者の本業務に関する経験、実績が十分か。 3. 会議、パブリックコメント等への支援対応が十分か。 	20
2. 提案書の評価	<p>①計画策定に向けた提案について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 社会情勢や新たな社会の潮流、国や県、関係機関等の最新動向を踏まえた提案となっているか。 2. 本市の地理的状況、社会的状況、強み、可能性や課題等を理解した提案となっているか。 3. 的確な指標・目標値の設定を行うための考え方、提案となっているか。 	35
	<p>②アンケート調査について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. アンケート調査など、市民や地域等の現状や意見等を集計・分析する手法が適切か。 2. 実現性のある提案となっているか。 	20
	<p>③業務のスケジュール及び業務遂行方法について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 提案されたスケジュールに実現性があるか。 2. 調査、作成にあたり行政との役割分担が明確か。 	15
見積価格	<p>点数＝最低見積金額／見積金額×10 ※見積金額は税抜きで算定し、小数点以下切り捨て</p>	10
合 計		100

審査委員会の各委員が「選定評価基準」(表1)により、提案書等の記載事項とプレゼンテーションを総合的に評価し、その採点に基づき順位を集計した上で、最も1位取得が多い提案者を特定者、次いで1位が多かった者を次点者に選定する。1位の数が同数の場合は、総評価合計点により選定する。なお提案者が1者の場合については、審査において、各委員の評価合計点の平均が60点以上であれば、実施要領を満たすものと判断し、その提案者を特定者として選定する。

(5) 選定結果の通知等

- ① 選定結果は、令和8年2月18日(水)までに、参加者に通知する。

- ② 審査委員会は非公開で行い、審査の内容や経過に関する問い合わせには応じない。

1 1. 本プロポーザルの実施に係るスケジュール

実施内容	期間、期限、期日
① 公告	令和8年1月8日（木）
② 質問書提出期限	令和8年1月27日（火）午後5時まで
③ 質問書回答期限	質問書受付日の翌日から起算して3日以内
④ 参加申込書提出期限	令和8年2月3日（火）午後5時まで
⑤ 提案書提出期限	令和8年2月6日（金）午後5時まで
⑥ 審査日程通知	令和8年2月9日（月）
⑦ プレゼンテーション審査	令和8年2月16日（月）
⑧ 審査結果通知	令和8年2月18日（水）

1 2. 契約に関する基本的事項

特定者との契約及び契約書は、北杜市財務規則（平成16年北杜市規則第50号）の定めるところによるものとする。なお、契約締結後において受託者に本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。

1 3. その他

- (1) 提案書の作成、提出、プレゼンテーション等に要する費用の一切は提案者の負担とする。
- (2) 審査結果に関する質問・異議申し立ては受け付けない。
- (3) 提案書等の提出にあたっての留意事項
 - ① 提出された提案書は提出期限までは記載された内容の追加、変更等を行うことができるものとする。ただし、記載された内容の追加、変更等を行う場合は、提出された書類を一旦持ち帰り、提出期限までに改めて内容の追加、変更等を行った書類を提出するものとする。
 - ② 提出期限を過ぎた後は、提案書等の追加、変更等はできないものとする。
 - ③ 提案書等の作成にあたっては、仕様書及び記載事項の内容等を確認のうえ作成するものとする。
 - ④ 提出された書類に係る著作権は参加者に帰属する。ただし、受託者が作成した提案書等について、市が必要と認める場合には、受託者にあらかじめ通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転

写) することができるものとする。

(4) 無効となる提案書等

提出された提案書等が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、これを無効とし、提案者は本プロポーザルへの参加資格を失うものとする。

- ① 提出方法、提出先、提出期限等が実施要領その他の定めに適合しないもの
- ② 記載すべき事項の一部又は全部が記載されていないもの
- ③ 虚偽の内容が記載されているもの

(5) 本市からの疑義照会及び追加資料の要求

提出期限までに提案書等の提出をした者に対して、本市から提案書等の内容についての疑義照会や追加資料の提出を求めることがある。

(6) 本プロポーザルに伴い応募者から提出された参加申込書、提案書類等については、北杜市情報公開条例に基づき公開することがある。

(7) その他

この要領に定めるもののほか、プロポーザルの実施に関し必要な事項については、北杜市プロポーザル方式の実施に関する事務処理要領によるものとする。

(様式第1号)

第4次北杜市健康増進計画及び第3期北杜市自殺対策計画策定業務委託
公募型プロポーザル参加申込書

年 月 日

北杜市長 大柴邦彦様

所在地
事業者名
代表者名

印

当社は、第4次北杜市健康増進計画及び第3期北杜市自殺対策計画策定業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、プロポーザルへの参加を申し込みいたします。

なお、実施要領5の参加資格要件については、全て満たしております。

(担当者)

担当部署：

担当者氏名：

電話番号：

F A X：

E-mail：

(様式第2号)

第4次北杜市健康増進計画及び第3期北杜市自殺対策計画策定業務委託
公募型プロポーザル質問書

年 月 日

法 人 名	
所 属 ・ 担 当 者 名	
電 話 番 号	
F A X	
E - m a i l	

注) 質問は1問1枚毎に作成すること。

質 問 事 項	回 答

送信先：北杜市役所 福祉保健部 健康増進課 健康づくり担当

F A X : 0551-42-1123

E-mail : kenkozoshin@city.hokuto.yamanashi.jp

※F A X、メールが送信されているか、必ず電話で確認してください。

電話 : 0551-42-1335

(様式第3号)

提 案 書

年 月 日

北杜市長 大柴 邦彦 様

所在地
事業者名
代表者名

印

第4次北杜市健康増進計画及び第3期北杜市自殺対策計画策定業務に関する提案書を提出します。

(担当者)

担 当 部 署 :

担 当 者 氏 名 :

電 話 番 号 :

F A X :

E - m a i l :